

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 30歳代
- 3 所 属 北筑後教育事務所管内の小学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和7年10月15日
- 6 処分の程度 停職12月

7 処分の理由

被処分者は、令和7年3月20日（木）14時11分頃、福岡地区の商業施設内において、女性の背後からスマートフォンを用いて動画を撮影した。

被処分者は、同年8月28日（木）に福岡県迷惑行為防止条例違反で罰金40万円の略式命令を受けた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。